

指定居宅介護支援

《 重要事項説明書 》

やすらぎ荘ケアプランセンター

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(香川県指定 第3771600750号)

社会福祉法人 正友会

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 正友会
(2) 法人所在地 香川県仲多度郡まんのう町長尾 1 1 0 2 番地
(3) 電話番号 0 8 7 7 - 5 6 - 9 1 6 6
(4) 代表者氏名 理事長 長谷川智一
(5) 設立年月 昭和 5 1 年 1 1 月 5 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援サービスを提供する。
(3) 事業所の名称 やすらぎ荘ケアプランセンター
(4) 事業所の所在地 香川県仲多度郡まんのう町川東 1 5 0 2 - 1 番
(5) 電話番号 0 8 7 7 - 8 4 - 2 2 0 1
(6) 管理者氏名 香川ゆかり
(7) 当事業所の運営方針 要介護者等が居宅において、日常生活を営むために必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「居宅介護サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく居宅介護サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
(8) 事業所(併設)が行っている他の業務
[介護老人福祉施設] 香川県 3 7 7 1 6 0 0 7 3 5 号
[短期入所生活介護事業] 香川県 3 7 7 1 6 0 0 7 3 5 号（介護予防を含む）
[通所介護事業] 香川県 3 7 7 1 6 0 0 7 4 3 号
[総合事業] 香川県 3 7 7 1 6 0 0 7 4 3 号（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービス A）

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 まんのう町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日・年末・年始を除く）
受付時間	8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
サービス提供時間	8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	備考
1. 管理者	1 人(兼)		1 人	介護支援専門員が兼務
2. 介護支援専門員	2 人以上		2 人以上	

※ 常勤換算：職員の週勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 4 0 時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3～6条、第8条参照）

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料、前6ヵ月間に作成したプランの状況等の情報を公正中立に契約者又はその家族等に対して提供します。居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所については複数の事業所を紹介し、契約者はサービスの選択ができ、その他の事業所の紹介も求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由の説明をします。契約者は、事業所の選定理由の説明を求めることができます。

○当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護(地域密着型を含む)、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりです。

③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を行って、文書による契約者の同意を得ます。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。また居宅サービス計画を利用者及び利用者が関わる居宅サービス事業所等へ交付します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請書等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙料金表のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 守秘義務について

(1) 事業者及び介護支援専門員又は従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の、秘密を保持します。この守秘義務は契約の終了した後も継続します。従業者は退職後においても同様の義務を負うものとします。

(2) 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8. 事故発生時の対応について

(1) 当事業所では、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、かかりつけ医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 当事業所では、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

9. 苦情の受付について（契約書第15条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。また、別紙①のとおり対応します。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 香川ゆかり (TEL 0877-84-2201)

○意見・要望等の相談解決等第三者委員

第三者委員氏名 安西 朱実 (TEL 0877-77-2530)

(五十音順) 佐野 利昭 (TEL 0877-84-2971)

平井 恵津子 (TEL 0877-73-4488)

連絡先 社会福祉法人正友会法人本部事務局 0877-56-9166

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日・年末・年始を除く）8：30 ～ 17：00

（２）当施設における苦情等の処理

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉法人正友会「意見・要望等の相談解決実施要綱」に基づき適正な処理を行います。

○苦情解決責任者 施設長 盛 優子

（３）行政機関その他の苦情受付

（市町村介護保険担当課）	※保険者が、まんのう町以外の利用者の場合に説明担当者が記入 所在地 電話番号 受付時間
まんのう町 地域包括支援センター	所在地 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430 電話番号 0877-73-0125 受付時間 月～金曜日（祝日・年末・年始を除く）8:30～17:15
香川県健康福祉部 長寿社会対策課	所在地 香川県高松市番町4-1-10 電話番号 087-832-3269 087-832-3274 受付時間 月～金曜日（祝日・年末・年始を除く）9:00～17:00
香川県運営適正化委員会 （香川県社会福祉協議会内）	所在地 香川県高松市番町1-10-35 電話番号 087-861-1300 受付時間 月～金曜日（祝日・年末・年始を除く）10:00～16:00
香川県国民健康保険団体連合会 介護保険室	所在地 香川県高松市福岡町2-3-2 電話番号 087-822-7431 受付時間 月～金曜日（祝日・年末・年始を除く）9:00～17:00

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅介護支援事業所 やすらぎ荘ケアプランセンター
説明者 職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名

利用者 氏名

契約者との続柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

[2023.01.01]